

はつらつ事業

1. はつらつ事業サービスコード表

**確定版**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111	はつらつ事業Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき		
A2	2111	はつらつ事業Ⅰ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき		
A2	1211	はつらつ事業Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき		
A2	2211	はつらつ事業Ⅱ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき		
A2	1321	はつらつ事業Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき		
A2	2321	はつらつ事業Ⅲ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき		
共通	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき	
	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合への加算	50	1月につき	
	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	はつらつ事業初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	はつらつ事業生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	はつらつ事業生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
共有	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
	A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
	A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
	A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	C211	はつらつ事業Ⅰ 高齢者虐待防止法未実施減算	高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算		1月につき	
A2	C220	はつらつ事業Ⅰ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき	
A2	C212	はつらつ事業Ⅱ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき	
A2	C213	はつらつ事業Ⅱ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき	
A2	C214	はつらつ事業Ⅲ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき	
A2	C215	はつらつ事業Ⅲ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき	

A2	D211	はつらつ事業Ⅰ 業務継続計画未実施減算	業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算		1月につき
A2	D220	はつらつ事業Ⅰ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき
A2	D212	はつらつ事業Ⅱ 業務継続計画未実施減算				1月につき
A2	D213	はつらつ事業Ⅱ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき
A2	D214	はつらつ事業Ⅲ 業務継続計画未実施減算				1月につき
A2	D215	はつらつ事業Ⅲ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき

サポート事業  
2. サポート事業サービスコード表

**確定版**

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成	算定		
					単位数	単位		
A2	1121	サポート事業Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	741	1月につき		
A2	2121	サポート事業Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	24	1日につき		
A2	1221	サポート事業Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,481	1月につき		
A2	2221	サポート事業Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	49	1日につき		
A2	1331	サポート事業Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,350	1月につき		
A2	2331	サポート事業Ⅲ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	77	1日につき		
共通	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき	
	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合への加算		50	1月につき	
	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4011	サポート事業初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4013	サポート事業生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4012	サポート事業生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
共有	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
	A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
	A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
	A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		
A2	C221	サポート事業Ⅰ 高齢者虐待防止法未実施減算	高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算			1月につき	
A2	C230	サポート事業Ⅰ日割 高齢者虐待防止法未実施減算						1日につき
A2	C222	サポート事業Ⅱ 高齢者虐待防止法未実施減算						1月につき
A2	C223	サポート事業Ⅱ日割 高齢者虐待防止法未実施減算						1日につき
A2	C224	サポート事業Ⅲ 高齢者虐待防止法未実施減算						1月につき
A2	C225	サポート事業Ⅲ日割 高齢者虐待防止法未実施減算						1日につき

A2	D221	サポート事業Ⅰ 業務継続計画未実施減算	業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算		1月につき
A2	D230	サポート事業Ⅰ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき
A2	D222	サポート事業Ⅱ 業務継続計画未実施減算				1月につき
A2	D223	サポート事業Ⅱ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき
A2	D224	サポート事業Ⅲ 業務継続計画未実施減算				1月につき
A2	D225	サポート事業Ⅲ日割 業務継続計画未実施減算				1日につき